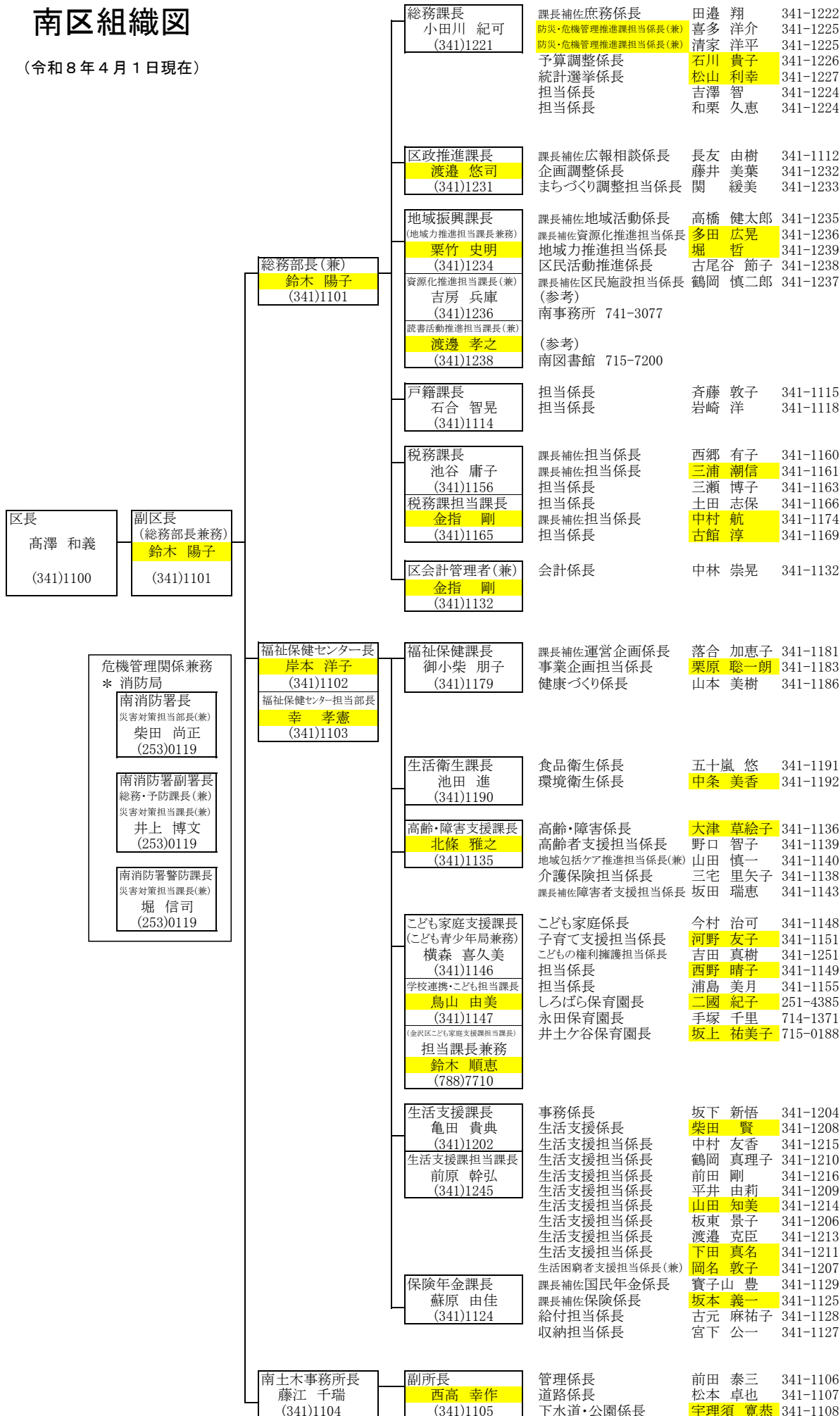


南区組織図

(令和8年4月1日現在)



各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（3月末 暫定値）247件 昨年同期比+61件

- 1 主な犯罪
- 空き巣 5件(+4件)
 - 自転車盗 58件(+18件)
 - 車上ねらい 8件(+5件)
 - 部品ねらい 7件(-5件)
 - オートバイ盗 6件(-21件)

特殊詐欺 2件（3月末 暫定値） 被害総額 約25,000,000円

（内訳）

オレオレ詐欺	2件	被害金額	約25,000,000円
預貯金詐欺	0件	被害金額	0円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和8年3月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真 金 町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町		西 中 町	1
浦 舟 町		前 里 町	
永 楽 町		大 岡	1
永田みなみ台		大 橋 町	
永田山王台		中 村 町	
永 田 台		中 島 町	
永 田 東		中 里	
永 田 南		通 町	
永 田 北		唐 沢	
榎 町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉 野 町		南 太 田	
宮 元 町		伏 見 町	
共 進 町		二 葉 町	
庚 台		日 枝 町	
弘 明 寺		白 金 町	
高 根 町		白 妙 町	
高 砂 町		八 幡 町	
三 春 台		平 楽	
山 王 町		別 所	
山 谷		別所中里台	
蒔 田 町		睦 町	
若 宮 町		堀ノ内町	
宿 町		万 世 町	
新 川 町		六 ツ 川	
その他		合 計	2



家族の絆で
詐欺対策



★南警察署からのお知らせ★

- 当署管内で、自転車盗が多発しています！！
路上に限らず敷地内や駐輪場に止めていても被害に遭われています。
被害に遭わないためには、僅かな時間でも施錠することを徹底しましょう。

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045-742-0110



南区交通事故統計《4月》

令和8年3月末現在 概数

自転車はヘルメットをかぶろう



発生件数

	令和8年	令和7年	増減数
神奈川県内	5248	4964	284
横浜市内	1781	1679	102
南区内	89	112	-23

死者数

	令和8年	令和7年	増減数
神奈川県内	40	43	-3
横浜市内	9	14	-5
南区内	0	1	-1

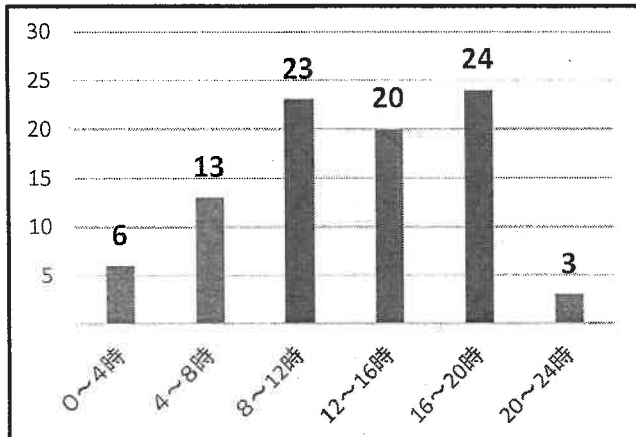
負傷者数

	令和8年	令和7年	増減数
神奈川県内	6059	5741	318
横浜市内	1996	1934	62
南区内	97	123	-26

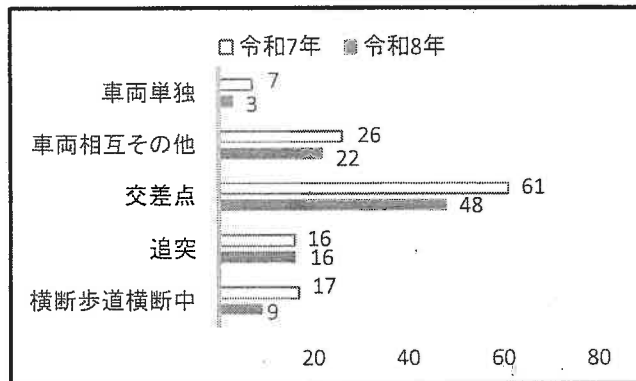
関係事故

	令和8年	構成率%	増減数
二輪車	43	48.3	3
高齢者	26	29.2	-8
子供	5	5.6	-3
自転車	16	18.0	-3

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和8年	令和7年	増減数	町名	令和8年	令和7年	増減数
万世町	2	2	0	平楽	0	0	0
三春台	1	2	-1	庚台	1	1	0
中島町	1	4	-3	弘明寺町	0	4	-4
中村町	2	3	-1	新川町	1	0	+1
中里	1	6	-5	日枝町	0	1	-1
二葉町	0	0	0	東蒔田町	0	0	0
井土ヶ谷上町	1	1	0	榎町	0	1	-1
井土ヶ谷下町	4	2	+2	永楽町	1	0	+1
井土ヶ谷中町	4	2	+2	永田みなみ台	0	0	0
八幡町	0	1	-1	永田北	2	3	-1
六ツ川	16	9	+7	永田南	0	0	0
共進町	1	0	+1	永田台	0	1	-1
別所	4	5	-1	永田山玉台	2	0	+2
別所中里台	1	0	+1	永田東	3	1	+2
前里町	4	3	+1	浦舟町	3	6	-3
南吉田町	1	2	-1	清水ヶ丘	0	1	-1
南太田	9	8	+1	白妙町	0	2	-2
吉野町	2	4	-2	白金町	2	0	+2
唐沢	0	0	0	真金町	1	3	-2
堀ノ内町	0	3	-3	睦町	2	1	+1
大岡	4	10	-6	花之木町	2	1	+1
大橋町	1	0	+1	蒔田町	1	0	+1
宮元町	3	6	-3	西中町	2	1	+1
宿町	1	3	-2	通町	2	5	-3
山王町	0	2	-2	高根町	1	1	0
山谷	0	0	0	高砂町	0	1	-1

南警察署からのお知らせ

*** 春の全国交通安全運動 (4月6日~15日)を実施中です***
 …神奈川県では交通死亡事故が多発しています。速度を控え、交差点では横断歩行者に注意しましょう。ミラーだけに頼らず、振り返って目視するなど、確実な安全確認をお願いします。また、自転車はヘルメット、二輪車はプロテクターを装着しましょう。

自転車安全利用五則を確認しましょう!

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット!



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～



神奈川県南警察署 交通課

令和8年火災・救急概況

南消防署
1月1日～3月31日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和8年	令和7年	増△減	
火災件数	15	17	△2	
火災種別	建物	13	14	△1
	林野	0	0	0
	車両	1	1	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	1	2	△1
焼損床面積 (m ²)	306	483	△177	
死者 (人)	1	3	△2	
負傷者 (人)	2	3	△1	
主な火災原因	配線器具	3	1	2
	こんろ	2	3	△1
	電気機器	2	1	1
	たばこ	1	2	△1
	放火(疑い含む)	1	1	0
救急出場件数	3,670	4,109	△439	
救急種別	急病	2,587	3,002	△415
	一般負傷	708	695	13
	交通事故	103	115	△12
	その他	272	297	△25

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和8年	令和7年	増△減	
火災件数 (件)	209	244	△35	
焼損床面積 (m ²)	2,123	1,989	134	
死者数 (人)	8 (0)	12 (2)	△4	
負傷者数 (人)	31	36	△5	
救急出場件数 (件)	60,258	63,697	△3,439	
救急種別	急病	41,731	45,076	△3,345
	一般負傷	11,317	11,369	△52
	交通事故	2,011	2,075	△64
	その他	5,199	5,177	22

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和8年	令和7年	増△減	令和8年	令和7年	増△減
行政区別件数	鶴見	15	20	△5	4,383	4,614	△231
	神奈川	15	9	6	3,881	4,098	△217
	西	7	5	2	2,551	2,757	△206
	中	16	29	△13	4,314	4,418	△104
	南	15	17	△2	3,670	4,109	△439
	港南	9	8	1	3,743	3,857	△114
	保土ヶ谷	16	13	3	3,153	3,258	△105
	旭	8	15	△7	3,947	4,063	△116
	磯子	9	16	△7	2,686	2,822	△136
	金沢	14	15	△1	3,191	3,467	△276
	港北	15	20	△5	4,822	5,036	△214
	緑	13	12	1	2,723	2,947	△224
	青葉	10	17	△7	3,806	3,991	△185
	都筑	13	11	2	2,617	2,717	△100
	戸塚	9	16	△7	4,509	4,640	△131
	栄	6	5	1	1,800	2,091	△291
	泉	9	10	△1	2,580	2,620	△40
瀬谷	10	6	4	1,865	2,180	△315	

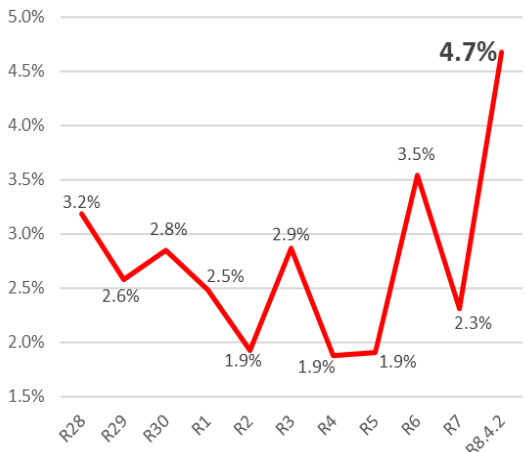
* 本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	第一分団
太田地区町内連合会	1	
寿東部連合町内会	3	第二分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	2	第三分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	2	
井土ヶ谷地区連合町内会	0	第四分団
北永田地区連合町内会	2	
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	0	第五分団
大岡地区連合町内会	0	
別所地区連合町内会	0	第六分団
南永田・山王台連合町内会	1	
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	1	
連合未加入自治会、その他	1	第一～六分団
合計	15	

火災による高齢者の 死者が多発

死者の発生率(放火自殺を除く)



死者発生率が
過去10年の平均と比較し
約**2倍** (令和8年4月2日現在)

リチウムイオン電池の発火に注意



着衣着火に注意

こんろの取り扱いに注意

住宅用火災警報器で 守ろうあなたの命

詳しい住宅防火の情報は
よこはま防災e-パークをチェック!



消防局公式 X
(旧Twitter)



横浜市民防災センター
Facebook

書類 番号	4
----------	---

区連会 4 月 定例会 資料 令和 8 年 4 月 20 日 南 消 防 署
--

自治会町内会長 様
地区連合自治会町内会長 様

南 消 防 署 長

令和 8 年度初期消火器具整備費補助事業について

春陽の候 ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

平素は、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消防局では、平成 26 年度から自治会・町内会が初期消火器具を設置、又は器具を更新する費用の一部を補助する事業を行っています。

昨年度までの補助事業に加え、令和 8 年度からは皆様からの要望を踏まえ、申請条件等の一部緩和を行いました。

つきましては、自治会・町内会の初期消火器具の状況を御確認していただき、特に大地震発生時に被害が集中すると想定されている地域においては、積極的に初期消火器具の設置又は、更新を検討していただきますようお願いいたします。

併せて、既に初期消火器具等を設置している自治会・町内会の皆様には、取り扱い訓練を実施していただくようお願い申し上げます。

南消防署総務・予防課予防係 担当 田代、郷司 電話・FAX 045-253-0119 メール sy-minamiyobo@city.yokohama.lg.jp

初期消火器具整備の費用一部補助の募集について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合は南区の消防署・消防出張所にご相談の上、申請を行ってください。
単位会長あて資料を送付します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 取扱いに関する訓練等を定期的に行うことができる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、南区の消防署・消防出張所にご提出をお願いします。

※申請書は横浜市ウェブサイトからのダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○二次元コード



裏面あり

5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備費用の10分の9に相当する額(上限27万円)を補助するメニューを新たに追加しています。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の2/3に相当する額(上限20万円/1件)
②	初期消火器具の一部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の2/3に相当する額(上限7万円/1件)
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目</u> に初期消火器具を <u>新規設置</u> する場合	初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の <u>9/10</u> に相当する額(上限27万円/1件)

6 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について【令和8年度より】

要綱の改正を行い、令和8年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、ご確認いただきますようお願いいたします。

- (1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

- (2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。

7 お問い合わせ先(各消防署・消防出張所)

南	消防署予防係	南区浦舟町2丁目33番地	電話・FAX	253-0119
蒔田	消防出張所	南区宿町3丁目54番地5	電話・FAX	712-0119
大岡	消防出張所	南区大岡4丁目7番15号	電話・FAX	742-0119
六ツ川	消防出張所	南区六ツ川1丁目693番地1	電話・FAX	715-0119

※わからないこと、詳しいことは消防署所に問い合わせてください。

南消防署総務・予防課予防係 担当 田代、郷司 電話・FAX 045-253-0119 メール sy-minamiyobo@city.yokohama.lg.jp

ハザードマップの更新について【周知依頼】

1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしくお願ひします。

2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所で配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

（参考図）

項目	本市の対応
浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深）	現行のハザードマップに記載済
洪水予報等の伝達方法	
避難場所 ①	ハザードマップに追加記載
土砂災害警戒区域 ②	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ③	市ホームページに施設一覧掲載及びハザードマップに当該一覧の二次元コードを追加記載

想定条件
1時間で
153mmの降雨
想定最大規模降雨

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。

令和8年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期間

令和8年5月1日（金）～5月31日（日）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

重点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上、交通反則通告制度（青切符）の周知
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底



横浜市交通安全キャラクター
まもる

◆◆令和7年中の自転車事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	関連事故 件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
横浜市	7,240	42	8,140	1,613	6	1,472
前年	7,263	40	8,321	1,530	5	1,430
前年比	-23	2	-181	83	1	42
構成率				22.3%	14.3%	18.1%
神奈川県	21,324	139	24,463	5,477	15	5,176
前年	20,750	109	24,123	5,002	13	4,758
前年比	574	30	340	475	2	418
構成率				25.7%	10.8%	21.2%

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています

道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約5割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメットの着用及び家族等がヘルメットの着用を促すよう周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

地区連合自治会町内会長 各位

地域防犯支援物品の配付について（依頼）

南区地域振興課長

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから南区政の推進や地域防犯活動に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年も皆様方にご協力をいただいております防犯パトロール等でご活用いただく防犯物品について配付をいたしました。本年度につきましても、地域防犯活動をさらに充実させるために防犯物品の配付を実施いたします。

つきましては、各連合町内会において、別紙「支援物品調査票」に数量等をご記入のうえ、令和8年5月20日（水）までにご提出いただきますようお願いいたします。

お忙しい中、提出期限が短く申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

敬具

1 配布予定物品

(1) ベスト（パトロール用）
(2) 帽子（アメリカンメッシュキャップ）
(3) 腕章
(4) タスキ
(5) フラッシュボタン（指示灯）
(6) 拡声器（メガホンタイプ）
(7) LEDパトロール用ベスト
(8) センサーライト
(9) その他

※上記物品以外にご希望がある場合は、別紙「支援物品調査票」に品名・数量等を明記してください。

2 提出書類 別紙「支援物品調査票」

※希望物品に数量を入れ、全物品の合計額を限度額以内にしてください。

限度額は各連合によって異なります。※各連合3万円+（@2,000×加入単会数）

3 提出期限 令和8年5月20日（水）

4 提出先 南区役所地域振興課 地域活動係 防犯担当

FAX (341-1240)、メール (mn-chishin@city.yokohama.lg.jp) または
5月の区連会にて御提出ください。

担当：南区役所地域振興課地域活動係 高橋・天野

TEL：341-1235 FAX：341-1240

E-mail：mn-chishin@city.yokohama.lg.jp

支援物品調査票

連合町内会

(●単会)

◇ 選定上の注意事項

- 希望物品の数量欄に数量を入れ、小計を出してください。
- 全物品の合計額が、●●, 000円以下になるよう、各物品の数量を決めてください。
- 下記物品以外で希望の場合は、物品名・単価・数量・金額を記入してください。

物 品 名	単価(円)	数 量	小 計(円)
(1) ベスト(パトロール用)	2,000		
(2) 帽子(アメリカンメッシュキャップ)	1,000		
(3) 腕章	5,000		
(4) タスキ	2,500		
(5) フラッシュバトン(指示灯)	1,300		
(6) 拡声器(メガホンタイプ)	4,500		
(7) LEDパトロール用ベスト	2,000		
(8) センサーライト	4,500		
(9) その他()			
()			
合 計			●●,000円が限度 円

送付場所(物品搬送先)	所在地	南区
	名称	
連絡先 (物品搬送にあたっての連絡先)	連絡(担当)者名	
	電話	

【*お願い】

※物品搬送時期は7月中を予定しています。

※発注(注文)量により単価が変動することがありますので、こうした場合は、数量を調整(変更)させていただくことがあります。ご了承ください。

提出期限:令和8年5月20日(水)まで

書類 番号	8
----------	---

南地振第 1446 号
令和 8 年 4 月 20 日

自治会町内会長 様

南区地域振興課長
総務課長

令和 8 年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金及び
町の防災組織活動費補助金申請説明会の開催について（ご案内）

日頃から、南区政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記説明会を次の通り開催しますので、出席を希望される方は、お手数ですが参加申込を
お願いいたします。

1 開催日時

令和 8 年 5 月 23 日（土） 午前 10 時から 11 時まで

2 対象者

補助金申請が初めての方

※申請を初めて行う方向けの内容です。

※ご希望される方の申込み制です。

※会場の都合上、各自治会町内会から 2 名までの参加でお願いします。

※個別のご相談は事前予約のうえ窓口にお越しいただくか、お電話でお願いします。

3 会場

南区役所 1 階多目的ホール 南区浦舟町 2-33

※駐車場はございますが、無料時間（60分）を超えた場合は有料となります。

4 説明会内容

（1）補助金の概要（申請・請求の流れ）

（2）申請に必要な様式、書類の確認

（3）補助対象経費・補助対象外経費について

（4）加入世帯数について

※説明会中は申請の受付を行いません。ご了承ください。

※自治会町内会ポータルのシステムに関する説明会ではございません。

裏面あり

5 申し込み方法

(1) 横浜市電子申請・届出システム

(右の二次元バーコードからアクセスください。)



(2) 別紙「参加申込書」

(窓口、FAX又はメールでご提出ください。)

6 申し込み期限

令和8年5月15日(金)

※参加される場合には、必ず事前にお申込みください。

担当 地域振興課地域活動係 高橋、鈴木

電話 : 341-1235 FAX : 341-1240

Email : mn-chishin@city.yokohama.lg.jp

総務課防災担当 清家、佐々木

電話 : 341-1225 FAX : 241-1151

Email : mn-bousai@city.yokohama.lg.jp

南区役所地域振興課 自治会町内会担当 行

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費
補助金及び町の防災組織活動費補助金申請説明会
参加申込書

自治会町内会名 _____

参加者氏名（フルネーム）	ご連絡先（TEL）

※締切日 令和8年5月15日（金）必着

《提出先》

窓口：南区役所6階62番窓口

FAX：341-1240

Email：mn-chishin@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、補助対象となる自治会町内会については、令和 9 年度予算確定後、その範囲内において決定させていただく予定です。

※ 公園集会所の整備を予定している団体についても、同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1) 制度概要

別添のパフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



(2) 整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m ² かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和8年7月6日（月）

5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

6 その他

(1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

(2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

(3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 大内（康）

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員のお個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

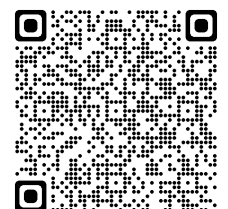
区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 8 年度

南永田山王台地区懇談会

議題

令和の時代に求められる
町内会・自治会の機能と役割
～令和7年度に取り組みられた施策の共有と
今後の活用案について～

日時

会場

6月3日(水)
18時00分～

永田地域ケアプラザ
(南区永田南2-16-31)

主 催:南永田山王台連合町内会

・議題は当日までに変わる場合があります。

・参加人数を制限させていただく場合があります。

・参加方法等についてはお住まいの自治会町内会までお問合せください。



令和7年度の
報告書はこちら

事務局

南区地域振興課地域力推進担当

☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 8 年度

本大岡地区懇談会

議題

大災害時の迅速な 連絡の取り方について

日時

6月6日(土)
18時00分～

会場

大岡地区センター
(南区大岡1-14-1)

主 催:本大岡地区町内会連合会

- ・議題は当日までに変わる場合があります。
- ・参加人数を制限させていただく場合があります。
- ・参加方法等についてはお住まいの自治会町内会までお問合せください。



令和7年度の
報告書はこちら

事務局
南区地域振興課地域力推進担当
☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 8 年度 六ツ川大池地区懇談会

議題

地域における要援護者 の支援について

日時

会場

6月11日(木) 六ツ川大池地区連合自治会館
18時00分～ (南区六ツ川2-111)

主 催:六ツ川大池地区連合自治会

・議題は当日までに変わる場合があります。

・参加人数を制限させていただく場合があります。

・参加方法等についてはお住まいの自治会町内会までお問合せください。



令和7年度の
報告書はこちら

事務局

南区地域振興課地域力推進担当

☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 8 年度

別所地区懇談会

議題

地域活動の担い手・ ゴミ集積所について

日時

6月20日(土)
10時00分～

会場

別所コミュニティハウス
(南区別所3-4-1)

主 催:別所地区連合町内会

・議題は当日までに変わる場合があります。

・参加人数を制限させていただく場合があります。

・参加方法等についてはお住まいの自治会町内会までお問合せください。



令和7年度の
報告書はこちら

事務局
南区地域振興課地域力推進担当
☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 8 年度

寿東部地区懇談会

議題

個人情報 を正しく理解し、
地域活動の未来を考える

日時

6月22日(月)
19時00分～

会場

南区役所多目的ホール
(南区浦舟町2-33)

主 催:寿東部連合町内会

- ・議題は当日までに変わる場合があります。
- ・参加人数を制限させていただく場合があります。
- ・参加方法等についてはお住まいの自治会町内会までお問合せください。



令和7年度の
報告書はこちら

事務局
南区地域振興課地域力推進担当
☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◇ 主な連絡先 ◇◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 8 年度 お三の宮地区懇談会

議題

野生動物の対策

日時

会場

6月26日(金)
18時00分～

お三の宮地区連合町内会館
(南区吉野町5-25)

主 催:お三の宮地区連合町内会

- ・議題は当日までに変わる場合があります。
- ・参加人数を制限させていただく場合があります。
- ・参加方法等についてはお住まいの自治会町内会までお問合せください。



令和7年度の
報告書はこちら

事務局
南区地域振興課地域力推進担当
☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 8 年度

太田地区懇談会

議題

町内会活動の「魅力づくり」 と交流機会の創出

日時

会場

6月27日(土)
16時00分～

ビエラストジオ蒔田
(南区花之木町3-48-1)

主 催:太田地区町内連合会

- ・議題は当日までに変わる場合があります。
- ・参加人数を制限させていただく場合があります。
- ・参加方法等についてはお住まいの自治会町内会までお問合せください。



令和7年度の
報告書はこちら

事務局
南区地域振興課地域力推進担当
☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 8 年度

中村地区懇談会

議題

防犯(よこはま安心・ 安全プランの講義)

日時

会場

6月30日(火)
18時30分～

南区役所多目的ホール
(南区浦舟町2-33)

主 催:中村地区連合町内会

・議題は当日までに変わる場合があります。

・参加人数を制限させていただく場合があります。

・参加方法等についてはお住まいの
自治会町内会までお問合せください。



令和7年度の
報告書はこちら

事務局
南区地域振興課地域力推進担当
☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

令和7年度 南区地域活動発表会・交流会 動画配信!!

地域で
どんな活動が
行われている
のかな？

地域で
趣味や特技を
生かしたいな

地域活動の
何かヒントが
欲しいな

<発表団体>

寿東部地区社会福祉協議会

「自分の町がきれいになるのは気持ちよい」清掃活動を通して外国籍の方と地域づくり

多文化
共生

居場所
づくり

亀楽会

喫茶カメヤを活用して、地域の誰もが気軽に集まれ、相談できる居場所を作ります



横浜みんなdeポッチャ

お一人様でも障がいがあっても家族と友達と仲間と「気軽に楽しく健康維持」ができるポッチャを南区に広めたい

スポーツ
交流

SDGs

SDGs書道展実行委員会

SDGsを書で表現した作品を展示する書道展を開催。SDGsを自分事として考える場所を作ります！

動画はこちらからチェック！

南区地域活動発表会・交流会

検索



事務局

南区役所地域振興課

南区社会福祉協議会

電話:045-341-1239

電話:045-260-2510

区連会 4月定例会資料
令和8年4月20日
南区地域振興課

自治会町内会長 様

南区地域振興課長

地域活動支援通訳派遣及び翻訳の実施について

陽春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから南区における多文化共生推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、南区では区内に暮らす外国籍等の住民と地域住民が良好な関係を築き、共に円滑な日常生活を送ることを目的に、通訳派遣及び翻訳による地域活動支援を行っています。

つきましては、連合町内会及び自治会町内会が行う事業において、イベント等の通訳派遣や周知チラシ等の翻訳などに御活用ください。

<実施概要>

対 象：南区連合町内会および自治会町内会が行う外国籍等の住民が参加する行事、
外国籍等の住民を対象とした広報活動（周知チラシ）等

通訳派遣：2時間を1単位とし、上限4時間

翻 訳：400字を1単位とし、上限1,600字

費 用：無料（区負担。ただし、予算の範囲内）

申込方法：①まずは、地域振興課に事前に御相談ください。

②対象事業であることが確認ができましたら、依頼書を送付します。

③事業実施日1か月前までに地域振興課に依頼書を御提出ください。

※詳細な流れは裏面を御参照ください。

【申込及びお問合せ先】

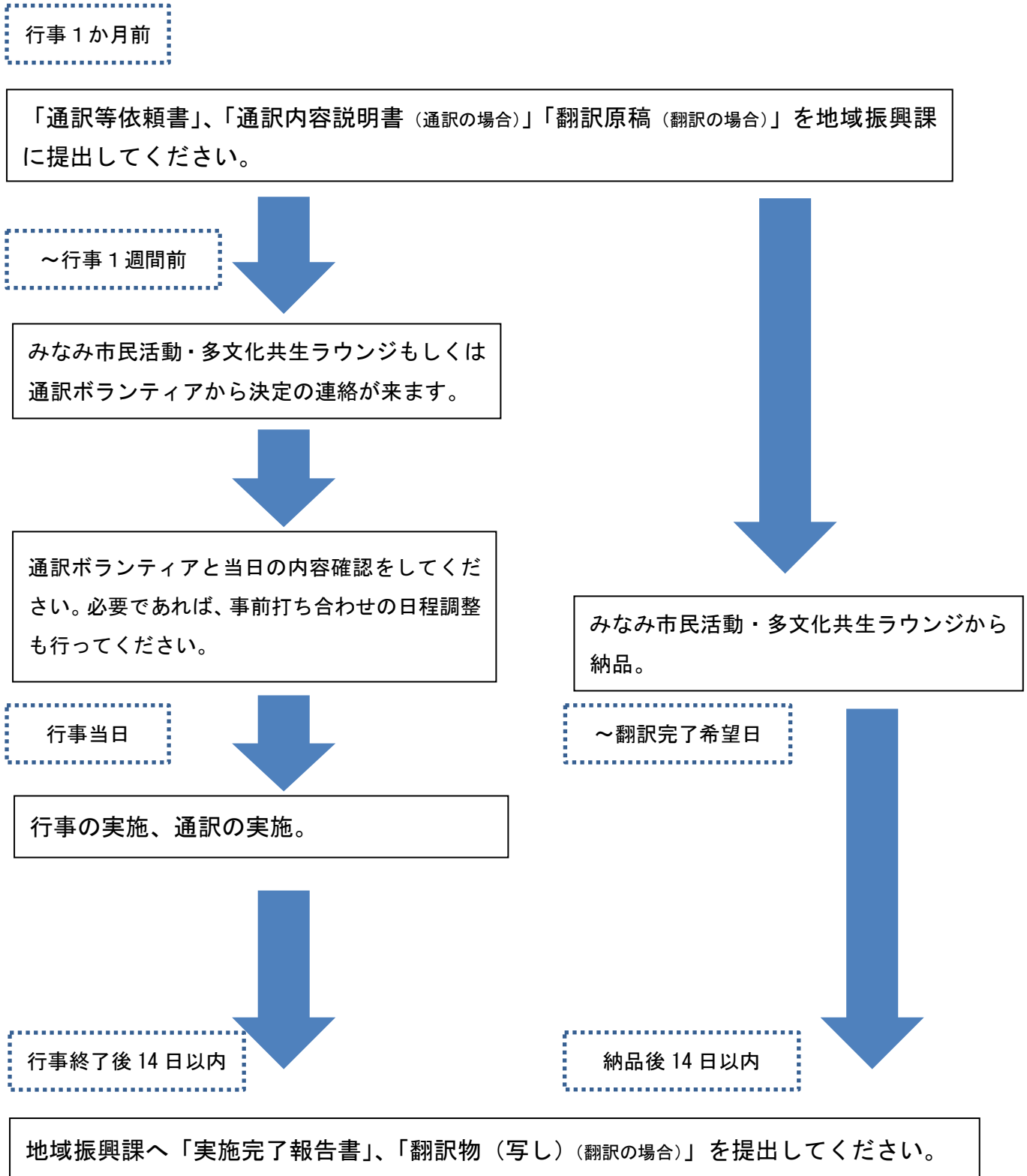
南区地域振興課区民活動推進係

担当：古尾谷、市川

電話：341-1238/FAX：341-1240

メール：mn-bunka@city.yokohama.lg.jp

～通訳派遣・翻訳の流れ～

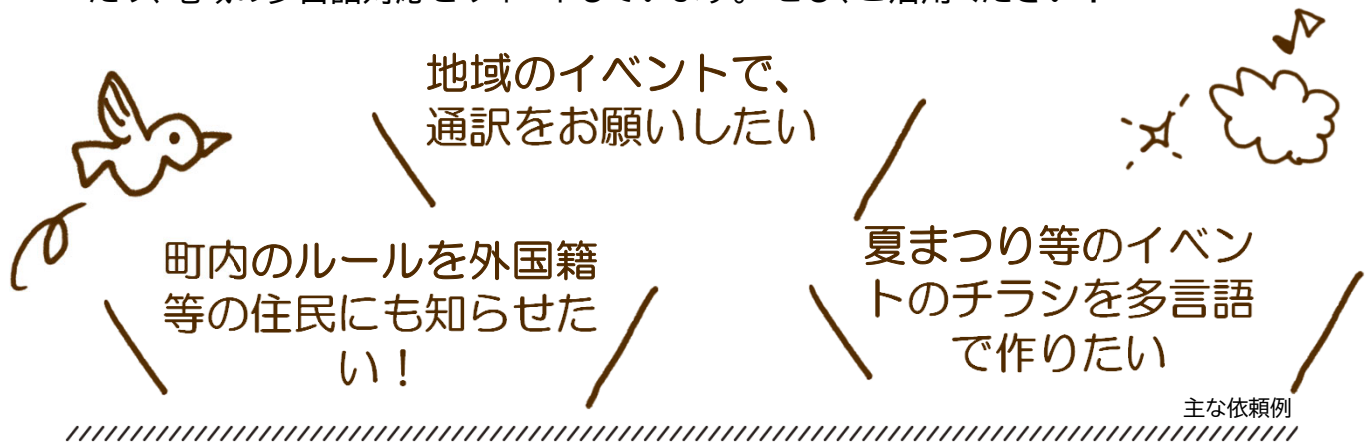




南区地域活動支援 通訳派遣・翻訳事業

～翻訳・通訳で、つながり広がる～

南区では区内に暮らす外国籍等の住民と地域住民が良好な関係を築き、共に円滑な日常生活を送ることを目的に、地域のイベントに通訳派遣をしたり、ちらしを翻訳したり、地域の多言語対応をサポートしています。ぜひ、ご活用ください！



- 対象** 南区連合町内会および自治会町内会が行う外国籍等の住民が参加する行事、外国籍等の住民を対象とした広報活動(周知チラシ)等 (※1)
- 通訳派遣** 2時間を1単位とし、上限4時間
- 翻訳** 400字を1単位とし、上限1,600字
- 対応言語** 英語、中国語ほか (ご相談ください)
- 費用** 無料 (※2)



申込方法 下記、お問い合わせ先にご連絡ください。申込の詳細は、区ウェブサイト(上記QRコード)をご確認ください

(※1) ただし、参加者が限定されているもの、トラブルの解決の依頼等は対象となりません。
(※2) 区負担。予算の範囲内。年度予算の上限に達した場合、受付を終了します。

お問い合わせ

南区地域振興課 区民活動推進係 TEL: 045-341-1238
メール: mn-kouza@city.yokohama.lg.jp

令和8年4月20日

自治会町内会長 様

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ
館長 日下晋輔
南区地域振興課長南区生涯学習講座 わかってスッキリ！はじめての「生成A I」講座
参加者募集に伴うチラシ掲示について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、南区生涯学習事業につきまして、多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、日常生活に「生成A I」を取り入れることで、毎日をより楽しく便利にするためのヒントを学ぶ、初心者向けの講座を開催します。

については、参加者募集チラシの掲示をお願いいたします。

1 配布資料

南区生涯学習講座 わかってスッキリ！はじめての「生成A I」講座
参加者募集チラシ

2 掲出希望期限

令和8年5月26日（火）まで

(問合先)

南区地域振興課区民活動推進係

担当 古尾谷・三好

電話 341-1238/FAX 341-1240

Eメール mn-kouza@city.yokohama.lg.jp

わかってスッキリ！

手ぶらで参加！
参加費無料

はじめての「生成 AI」講座

生成 AI って何？ 毎日をより楽しく便利にできるヒントを気軽に体験してみませんか。

スマホやパソコンに自信がなくても、文字を打ち込まなくても大丈夫。安心して参加できます。

🌿 日 時 令和8年 6月22日(月) 10:00~11:30
(受付開始 9:30~)

🌿 会 場 みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ
南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 10 階

🌿 定 員 30名 (応募多数の場合抽選)

🌿 対 象 区内在住・在勤・在学の方

🌿 講 師 業務改善 AI 活用コンサルタント
根本 順之祐 さん



🌿 申込方法 横浜市電子申請申込フォームでお申し込みください

🌿 申込締切 5月26日(火) 必着



※タブレットを用意しています。手ぶらでご参加ください

申込フォーム

《会場へのアクセス》

市営地下鉄「阪東橋」駅 徒歩約5分
京急線「黄金町」駅 徒歩約10分



《問合先》南区地域振興課区民活動推進係
TEL 045-341-1238 FAX 045-341-1240

《主催》みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ、南区役所

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正及び行事開催届の電子申請による受付の開始について(情報提供)

1 趣旨

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正について、令和7年11月10日から12月9日まで意見公募を行いました。いただいた御意見等を踏まえ、「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正が行われ、令和8年4月1日から施行されました。

また、行事開催届の手続きにつきまして、窓口での受付に加え、電子申請による受付を4月から開始しました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 行事要領の改正内容

(1) 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除しました。

- ・屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕の設置の規定を削除しました。
- ・テント設置場所の地面の板・シートの設置の規定を削除しました。

(2) 一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記

- ・品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を定める等、相互汚染の防止を明記しました。

(3) 届出様式の変更

- ・施設設備の欄から「床面」の項目を削除しました。
- ・実務担当者の方の緊急連絡先欄を追加しました。⇒意見公募でいただいた御意見を反映しました。

4 行事開催届の電子申請による受付の開始

横浜市電子申請・届出システムを利用した行事開催届の受付を開始しました。

詳細は、地域行事(お祭り・イベント等)で食品を取扱う際のお手続き(チラシ)をご覧ください。

※これまでどおり、生活衛生課食品衛生係(南区総合庁舎4階44番窓口)でもお手続きが可能です。

5 添付資料

(1) 行事開催届出書(新様式)

(2) 地域行事(お祭り・イベント等)で食品を取扱う際のお手続き(チラシ)

担当:南福祉保健センター生活衛生課
五十嵐

電話:045-341-1191

FAX:045-341-1189

行事開催届

年 月 日

福祉保健センター長

行事における食品提供について、関係書類を添えて届け出ます。

なお、食品提供にあたっては、保健所の指導に従って衛生管理を徹底し、食中毒等事故防止対策に努めます。

主催者	団体名 代表者名	
	住所・所在地	〒
	連絡先	()
行事概要	開催場所 所在地・名称	横浜市 区
	行事の名称	
	開催日時	年 月 日 () ~ 月 日 () (時 分 ~ 時 分)
	行事の種類 (ア~キのうち、当てはまるものに○をしてください)	ア 町内会、自治会及び商店街等の住民組織が主催する行事 イ 市が主催又は共催する行事 ウ 神社、仏閣等を運営する宗教法人及びその関係団体が主催する行事 エ 農協、漁協等の各種団体が主催する行事 オ 地域に根差した福祉団体が主催する行事 カ 開催場所で企業活動を行っている企業が主催する地域住民等に対して行う行事 (ただし、企業本来の営業行為の一環として、行事の形態で行う場合は除く。) キ 学校等(保育園、幼稚園含む。)が主催する行事
	開催規模	【参加人数(想定)】 【出店店舗数】 調理: 販売:
施設設備	区画	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 (<input type="checkbox"/> 囲い有 <input type="checkbox"/> その他 ())
	手洗設備	【給水】 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 蛇口付給水タンク 【廃水】 <input type="checkbox"/> 既存排水設備 <input type="checkbox"/> 廃水タンク 【消毒薬剤等】 <input type="checkbox"/> せっけん <input type="checkbox"/> 消毒剤 【手拭き】 <input type="checkbox"/> ペーパータオル <input type="checkbox"/> 個人持ちタオル <input type="checkbox"/> その他
	食器	<input type="checkbox"/> 使い捨て容器 <input type="checkbox"/> リユース食器
担当者	【所属・氏名】 【緊急連絡先】	

出店者と取扱品目 (別紙による提出可)	調理 販売 の別	・ 出 店 者 名 ・ 食品取扱責任者名 ・ 催事当日の連絡先	・ 品目名 ・ 提供数	・ 調理：調理方法等を記入 (原材料の下処理から現場での調理方法まで) ・ 販売：弁当・そうざい類は仕入れ先を記入 (名称・所在地等店舗が特定できる情報)
	調理 販売			
	調理 販売			
	調理 販売			
	調理 販売			
	調理 販売			
	調理 販売			
	調理 販売			
	調理 販売			

★ 注意事項 ★

原材料及び販売する市販品については、購入店舗のレシート等を行事開催後1週間以上保存してください。

<関係書類>

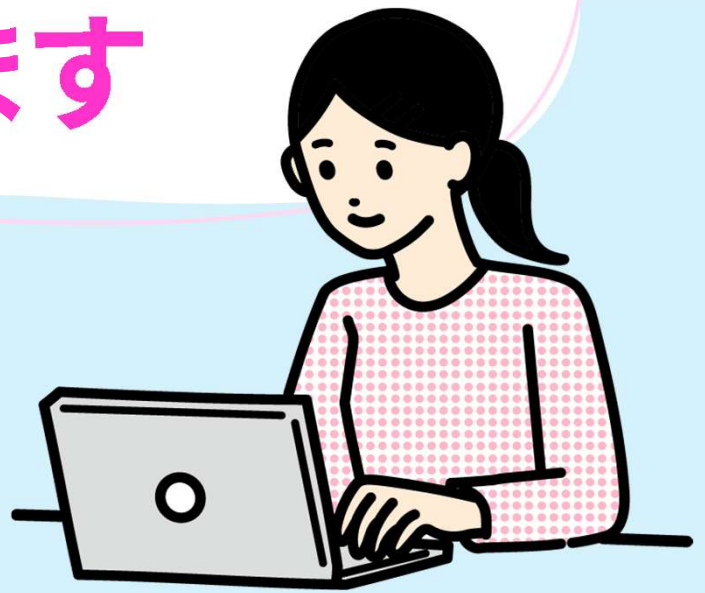
- 1 出店店舗の配置図（開催場所平面図に手洗い等主要設備の配置を記載したもの）
- 2 開催チラシ、パンフレット、実施計画書等概要が把握できる書類
- 3 その他（必要に応じて添付してください）

○ 出店者と取扱品目について、上記枠内に記載しきれない場合には、別紙にて提出してください。

地域行事（お祭り・イベント等）で 食品を取扱う際のお手続き



オンラインで
できます



地域行事※にて食品を提供する
場合には、「行事開催届」
を提出してください。
南区では窓口のほか、
オンラインでもお手続きできます。

※ 開催日数や開催場所が要件を満たすもの



お手続きは「横浜市電子申請・届出システム」
から行うことができます。
詳しくはこちら！

南区 行事開催届



【お問い合わせ先】

横浜市南福祉保健センター
生活衛生課食品衛生係
横浜市南区浦舟町2-33 4階44番
平日 8時45分～17時
電話：045-341-1191

地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について

1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（※現在、夜間や休館日(年末年始等)にコールセンター(看護師等)で対応中。）

<理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯(平日日中)に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 窓口相談時間変更の概要

【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター



【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。（日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。）
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間(部屋の貸出)は、これまでどおり、変更はございません。

書類 番号	17
----------	----

区連会 4月定例会資料
令和8年4月20日
南区福祉保健課

「第5期南区地域福祉保健計画 みなみスマイルプラン スタートアップイベント」について

1 趣旨

第5期南区地域福祉保健計画の策定に伴い、計画の認知度向上及び理解促進を図るとともに、広く区民へ地域でのつながりづくりの重要性をお伝えすることを目的に、スタートアップイベントを開催いたします。多くの皆様にご参加いただけるよう、開催の周知に御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

自治会町内会の掲示板への掲出をお願いします。

3 イベント概要

- (1) イベント名 みなみスマイルプラン キックオフ DAY～はじまりの日～
- (2) 開催日時 令和8年6月27日(土)13:30～15:30 (開場・受付 13:00～)
- (3) 会場 みなみん(横浜市南公会堂) 講堂
- (4) 対象 南区在住・在勤・在学の方
- (5) 参加方法 事前申し込み不要 先着入場(定員に達し次第、受付終了)
- (6) 内容

- ・地区別計画紹介パネル展示(ロビー)
- ・みなみスマイルプラン(第5期南区地域福祉保健計画)の紹介
- ・南区出身 春風亭かけ橋さんによる 落語&トークショー
- ・区内障害福祉事業所の“手しごと品”が当たる「お楽しみ抽選会」

南区福祉保健課 事業企画担当 栗原・笠原・椋山
電話:341-1183
FAX:341-1189
e-mail:mn-jigyokikaku@city.yokohama.lg.jp

第5期南区地域福祉保健計画

地域でつながる、
笑顔ひろがる

みなみ スマイルプラン

キックオフDAY ~はじまりの日~

2026年 6月27日(土)

13:30~15:30(開場・受付13:00~)

みなみん(横浜市南公会堂)

南区浦舟町 2-33 南区総合庁舎内

- 市営地下鉄ブルーライン「阪東橋駅」(1B出口) 徒歩 8分
- 京急本線「黄金町駅」 徒歩 14分

※車でお越しの場合、区役所の有料駐車場をご利用ください

対象 南区在住・在勤・在学の方

入場無料 ※先着入場(定員に達し次第、受付終了)

手話通訳・一時保育を希望される方は6月5日(金)までに下記 **問合せ** へご連絡ください。

先着400名様にみなみスマイルプラン
ロゴ入りトートバッグをプレゼント!



みなみスマイルプランキャラクター
みなちゃん

イベント詳細はこちら▼



南区
出身!

スペシャルゲスト

春風亭 かけ橋さん

イベントプログラム

落語&トークショー

みなみスマイルプラン(第5期南区地域福祉保健計画)の紹介
区内障害福祉事業所の“手しごと品”が当たる! お楽しみ抽選会
地区別計画紹介パネル展示 ほか

主催 南区役所・南区社会福祉協議会

問合せ 南区役所 福祉保健課 事業企画担当

TEL 045-341-1183 FAX 045-341-1189

✉ mn-jigyoukikaku@city.yokohama.lg.jp

メールはこちらから▶



南区区連会承認第1号 掲示期間:6月28日(日)まで

南区のみんなに
「みなみスマイルプラン」を
楽しく知ってもらうための
イベントだよ。
気軽に参加してね。



春風亭 かけ橋さん

プロフィール

1988年生まれ。横浜市南区出身。藤の木小、藤の木中、横浜高校卒、
法政大学理工学部電気電子工学科卒業。

2012年 柳家三三に入門 前座名「小かじ」

2018年 春風亭柳橋門下 前座名「かけ橋」

2022年 ニツ目昇進。

2023年よりポッドキャスト「春風亭かけ橋のカケハシマシマシ」を好評
配信中。

BS日テレ『笑点特大号』出演。

趣味 筋トレ・ボディメイク



みなみスマイルプラン
キャラクター
みなちゃん

第5期南区地域福祉保健計画



とは？

基本理念 ^{こころ} 区民の情が生きるまち 南区

住民一人ひとりが「健康で安心して笑顔で暮らせるまち」を目指して、区民の皆さんと区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が協力して進めていく活動や取組をまとめた計画です。

区民の皆さんの投票により、第5期から「みなみスマイルプラン」という愛称が決まりました。

5つのキーワード

つながり

安心

健康

笑顔

情報

目標1 安心・笑顔で支え合うまちづくり

住民、支援機関、関係機関・団体による見守りと連携した支援を行うことにより、孤立しがちな人をつなげる・支える活動が広がっています

目標2 様々な人が交流し、地域活動に参加するまちづくり

年齢や国籍、障害の有無などに関係なく、ともに地域で交流し、福祉保健や趣味等の地域活動に参加する機会が増えています

目標3 地域活動を支える基盤づくり

地域活動に関する情報を知りたい・活動したいと思った時に、取り組みやすい環境が整えられています

書類 番号	18
----------	----

南区社協発第 1225 号
令和 8 年 4 月 20 日

自治会町内会長 様

横浜市南区社会福祉協議会
会 長 吉井 肇

日赤南区地区委員会
委員長 高澤 和義

南保護司会
会 長 伊東 秀明

区社協世帯賛助会費、日赤会費及び更生保護活動寄付金の 依頼について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、社会福祉協議会事業、赤十字運動、更生保護事業につきましてはご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も区社協世帯賛助会費、日赤会費及び更生保護活動寄付金の募集につきまして、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、依頼文については参考で添付しておりますので、ご確認ください。

1 納入期限： 令和 8 年 8 月 3 1 日（月）

2 金 額： 一覧の通り

1 世帯あたりの目安額	区社協世帯賛助会費：	50 円
	日赤会費	： 200 円
	更生保護活動寄付金：	20 円

3 納入方法： 裏面の通り

横浜市南区社会福祉協議会 事務局
南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8 階
電 話 0 4 5 - 2 6 0 - 2 5 1 0
ファクシミリ 0 4 5 - 2 5 1 - 3 2 6 4

納入方法について

◆郵便振替の場合

同封の「払込取扱票」に必要事項を記載のうえ、郵便局にてお振込みください。
※お振込の場合には、郵便局窓口で交付される「払込取扱票」の控えをもって領収書と替えさせていただきます。

◆窓口で納入いただく場合

南区社会福祉協議会までご持参をお願いします。
※ご持参いただく場合には、両替や釣銭のご準備がありませんので、ご了承ください。

※各種会費・寄付金について納入いただく際に下記をご参照ください。

(1) 南区社会福祉協議会世帯賛助会費

原則、地区連合町内会でとりまとめのうえ、納入をお願いいたします。

◆連合町内会でのとりまとめが難しい場合は、単位自治会町内会ごとにご納入いただくことも可能です。(事前に事務局へお知らせいただくと幸いです)

(2) 赤十字会費

日赤会費は任意の協力でございますので、募金活動の際には、強制感が無いようにご配慮いただきますようお願いいたします。

◆各世帯に配布していただくチラシ等につきましては、別便にて4月下旬発送予定です。同封しております振込用紙を使用した場合、振込手数料が免除となります。

(3) 更生保護活動寄付金

原則、地区連合町内会でとりまとめのうえ、納入をお願いいたします。

◆連合町内会でのとりまとめが難しい場合は、単位自治会町内会ごとにご納入いただくことも可能です。(事前に事務局へお知らせいただくと幸いです)

令和8年度 南区社協および団体事務関係 会費・募金等の目安額について

	区社協世帯賛助会費	日赤活動資金(会費)	更生保護活動寄付金	共同募金 (赤い羽根募金)	年末たすけあい 募金
目安額(1世帯)	50円	200円	20円	265円	75円
依頼時期	4月区連会			9月区連会	
納入期限	8月31日			12月31日	
納入方法	連合でとりまとめ	単位町内会ごと	連合でとりまとめ	単位町内会ごと	単位町内会ごと
主な用途	区社協事業等 ・ボランティア事業 ・調査研究事業 ・部会活動 ・管理運営 等	・国内外の災害救護事業 ・区内の火災などによる見舞金 ・区内の地域防災事業等への助成金 等	・社会を明るくする運動事業 ・保護司会や更生保護女性会等への助成金 等	・区内の福祉活動やボランティア活動への配分金 ・区内16地区社会福祉協議会の事業費 ・県内の社会福祉施設や福祉団体の活動費 等	
地域の皆さまへ還元	-	単位町内会 ・協力費: 会費実績額の10% 連合町内会 ・一律25,000円 (災害対策用品購入助成、防災訓練助成、献血運動助成)	連合町内会 社明活動助成金: ・一律20,000円	-	

- ①区社協世帯賛助会費の依頼文等は、別添のとおり4月中に各自治会町内会会長様宛にお送りします。
【別添依頼文「参考」をご参照ください】
- ②南区保護司会では、7月を強化月間として、「社会を明るくする運動」を実施しています。
地区で行われるミニ集会や、保護司会広報「更生保護だより」の回覧にもご協力ください。
- ③共同募金については運動期間が異なりますので9月に依頼文を各自治会町内会会長様宛にお送りします。

ご不明な点などございましたら、南区社会福祉協議会事務局まで、お気軽にご連絡ください。
【問合せ先】社会福祉法人 横浜市南区社会福祉協議会 (TEL: 260-2510 FAX: 251-3264)

【各担当】

- 区社協世帯賛助会費：田邊（たなべ）
- 日赤地区委員会：田丸（たまる）
- 共同募金会南区支会：井上（いのうえ）
- 保護司会：田邊（たなべ）

書類 番号	19
----------	----

南 保 発 第19号
令和8年4月20日

自治会町内会長 様

南保護司会
会長 伊東 秀明
南区更生保護女性会
会長 青山 かなよ

会報「更生保護みなみ（第62号）」の広報協力について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、かねてより両会が推進しております更生保護事業の諸般にわたり、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり両会が実施している主要行事や日ごろの活動状況等を広く住民の方々にご紹介し、ご理解を深めていただくため標記会報を毎年春期と秋期に定期刊行しております。

このたび第62号を作成いたしました。

ご多用の中、誠に恐縮ですが、会報を回覧数分お送りいたしますので貴町内会にてご回覧いただきたく、ご配慮をお願いいたします。

【問合せ先】

南保護司会・南区更生保護女性会
事務局 田邊・西村
TEL：260-2510

更生保護 みなみ

発行 南 保 護 司 会
 南区更生保護女性会
 発行人 伊 東 秀 明
 編集人 永 井 正 己
 事務局 南区社会福祉協議会内
 045 - 260 - 2510
 承認 南 区 第 2 号
 印刷所 株 式 会 社 日 栄

令和7年度 研修旅行 甲府刑務所



10月20日（月）南保護司会主催の研修旅行が開催された。

今年度は山梨県の甲府刑務所へ、保護司の親睦を兼ねた日帰りのバス旅行となった。

甲府刑務所は、主に26歳以上で刑期10年未満の男子受刑者、外国人受刑者を収容している。

見学の初頭に刑務官から「その人自身が『より良く生きたい』と思うところから更生は始まる」との理念を元に、更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を旨として矯正処遇を実施しているとのお話を伺った。

講話の後、刑務所内を見学し、受刑者の作業の様子や実際に作成された家具等の製品を見ることができた。刑務所内で規則正しく生活し、罪と向き合いながら刑に服す様子を見学し、保護司にとって大変有意義な施設見学となった。

刑務所見学の前後に、信玄餅の製造工場「桔

梗屋」を見学し、信玄餅の詰め放題を楽しんだ。又、ワイナリー「シャトー勝沼」でワイン試飲を体験した。

行き帰りのバスの中では保護観察に関するビデオを鑑賞し、保護司間の親睦も図りながら、今後の活動の一助となる日帰りバス旅行となった。



令和7年度 第Ⅱ期地域別定例研修会 「報告書の書き方」

9月9日（火）、福祉保健活動拠点において第Ⅱ期地域別定例研修会が開催された。

「報告書の書き方」をテーマに、横浜保護観察所谷川明日香観察官を講師として19名の保護司が出席した。

保護観察報告書は、対象者の生活実態と保護観察の状況を正確に伝えるという重要な意義を持っている。保護観察官は提出された報告書によって、対象者と保護司の接触状況や、就業状況、就業実態を把握し、必要な処遇方法や措置を検討するための資料にする。

生活環境報告書は、地方厚生保護委員会における仮釈放審理の際の重要な資料となる。

今回の研修では、事例ビデオを見た後、保護観察や面接に基づいた報告書の記載要領について、数グループに分かれて検討を行った。

又、生活環境調整の訪問要領をロールプレイング形式で再現し、報告書を作成するという実践的な研修を行った。

後半の研修では保護司専用ホームページH@（はあと）による報告書の流れを確認し、刑法の一部改正「拘禁刑の創設」の経緯、「刑の執行猶予制度の拡充」等について説明して頂いた。

具体的事例による実践的な研修を行ったことで、大きな自信と確認につなげることができ、報告書の役割、重要性を認識する有意義な研修であった。



令和7年度 第Ⅲ期地域別定例研修会 「精神障害を抱えた対象者の処遇 ～発達障害を含む～」

2月10日（火）、福祉保健活動拠点において第Ⅲ期地域別定例研修会が開催された。

「精神障害を抱えた対象者の処遇～発達障害を含む～」をテーマに、横浜保護観察所谷川明日香観察官を講師として17名の保護司が出席した。

保護観察や生活環境調整の対象者やその家族の中には、精神障害や発達障害をかかえており、社会適応が上手くいかなかったことが犯罪や非行の一因と思われるケースが一定数見られる。又、特性が理解されないことによる孤立や失敗体験の蓄積といった二次被害により精神的・身体的な不調を抱え、これらが行動上の問題につながっている人もいる。

今回の研修では障害のある対象者や家族の特徴を理解し、働きかけや方法について検討することで今後の処遇の充実に役立てることを目的としている。

数グループに分かれて、事例検討をおこなった。面接日時の設定、質問の仕方、話し続ける工夫、両親の不安解消の方策等について意見を出し合った。

発達障害には、自閉症スペクトラム(ASD) 注意欠陥多動性障害(ADHD) 学習障害(LD)に分類される。精神障害の症状には、統合失調症、パーソナリティ障害(人格障害) 摂食障害、薬物依存、気分障害(躁うつ病)がある。

このような精神障害・発達障害を抱えた人に接した経験のある先輩保護司の苦労話を聞き、大変参考になった。今後の保護司活動に生かすための貴重な研修となった。



「南区小・中学校専任教諭との話し合い」

11月21日(金)、社会福祉保健活動拠点において「南区小・中学校専任教諭との話し合い」が行われた。

専任教諭の自己紹介の後、以下の4グループに分かれて行われた。

第1グループ：共進・平楽中学校、日枝・南吉田・太田・石川・中村小学校

第2グループ：蒔田・南・国大付属中学校、南太田・蒔田・井土ヶ谷・大岡小学校

第3グループ：永田・六ツ川中学校、永田・永田台・六つ川・六つ川西・六つ川台小学校

第4グループ：藤の木・南が丘中学校、藤の木・南・別所小学校

今年度は新しい専任の先生が多く、保護司を理解して頂くために、保護司の役割や活動内容などを保護司から説明し、先生からは学校や子供たちの様子を話して頂いた。

以下、グループでの話題に上がった主な内容である。

- ・コミュニケーションがとれない子、居場所のない子が少なからずいる。
- ・母子家庭や共働きのため、連絡が取れない親が数人いる。
- ・満たされていない子どもが多く、寂しい家庭も多い。



- ・大人になり切れていない親が多い。
- ・学校と保護司が連携し、情報交換が必要である。
- ・スマホがおもちゃとなり、トラブルも多い。大人は把握しきれない。

短い時間ではあったが、有意義な意見交換ができた。タブレットやスマホが当たり前の時代になり、子どもを取り巻く環境が変化した。働き方改革によって学校運営の大変さなどを、先生との情報交換で知ることができた。

話し合いの後、懇親会を開催し交流を深めた。今後もこのような話し合いの機会を継続していく必要性を強く感じた。

社会貢献活動に参加

2月17日(火)、清水ヶ丘公園内で落ち葉清掃に参加した。

横浜保護観察所主催の社会貢献活動は、保護観察対象者が社会に貢献する活動として毎年行われている。南区では清水ヶ丘公園において、植栽活動や落ち葉掃き等の清掃作業を実施している。

活動に参加する対象者は2名であった。南区、西区の保護司、更生保護女性会、数名が参加し、楽しい雰囲気の中作業に集中した。

少し肌寒い日であったが、全員爽やかな汗を掻きながら、普段やらない作業を熱心に行った。落ち葉をまとめて、回収した後はきれいになり、参加者全員が達成感を感じた。

保護観察対象者も黙々と作業を行い、社会の一員として社会貢献活動を行った。清掃後の感想は「疲れたが、きれいになったので、いい貢献活動ができたと思う。」と話してくれた。





更生保護女性会だより



ご支援に感謝を込めて

日頃より、更生保護活動にご支援いただきありがとうございます。
 更生保護活動は、目立たない活動として長年続いている活動です。
 「安心・安全な地域」を願っている会員と、この活動に共感してくださる方々のお陰と感謝いたします。

「取り残された人を見捨てない」「罪を犯した人の立ち直り」安心安全な明るい社会を願って更生保護女性会として、ほっとけない・お節介な気持ちで社会的にも意義のある、誰でもが生きやすく、明るい社会を目指してこの活動に寄り添って日々活動を続けてまいります。

これからもご支援よろしくお願いいたします。



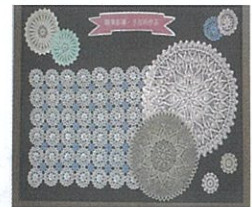
青山会長

秋の南区更女研修旅行

令和7年9月17日(水)に府中にある女子少年院「愛光女子学園」に行きました。
 「愛光女子学園」は昭和24年1月に「武蔵野女子学園」の名称で女子の初等・中等少年院として開設され12歳から23歳未満の女子少年を収容し非行から立ち直り健全な社会人となるよう、矯正教育を行う国の施設で昭和24年4月に「愛光女子学園」と改称され現在に至っています。

「愛光女子学園」という自然な名前でも地域に溶け込んでおり、法務教官の収容者に対する温かいまなざしと一人一人にきめ細やかに対応する姿勢、配慮があり、少年院と思えない日の差し込む明るい空間とぬくもりのある施設でした。

このような環境の元で良い教育を受けられることは素晴らしいと思いました。



生徒の作品



研修室にて



参加者一同

愛の募金

毎年7月～8月に行われています「愛の募金」活動にご協力いただきありがとうございました。募金額 144名の方々にご協力いただきました。240,100円

皆様から頂いた募金は下記の団体更生保護施設
 まこと寮・横浜力行舎・横浜ダルク・ケア・センター
 横浜刑務所に更生と社会復帰支援のためお届けいたしました。



まこと寮・食事作り支援

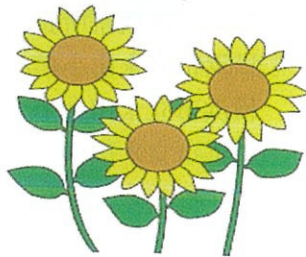
令和7年度 更生保護女性会受賞者 おめでとうございます

第76回 神奈川更生保護大会

- 日本更生保護女性連盟理事長表彰
森坂 公子
- 関東地方更生保護委員会委員長感謝状
座間味 祐子
- 横浜保護観察所長感謝状
足立 博子
- 神奈川県更生保護女性連盟会長表彰
岡本 和子・山口 恵子

第72回 横浜市更生保護大会

- 横浜市市長感謝状
阿部 トキ子
- 横浜市市会議長感謝状
鈴木 久美子
- 横浜市更生保護女性連盟会長表彰
湯沢 牧子 太田 靖子
小菅 スズ子



令和7年度 活動報告 (9月～3月)

令和7年度

- 9/12・10/10・11/14・12/12・1/9・2/12・3/13 定例理事会
- 9/17 南区更生保護女性会
研修旅行「愛光学園」
- 10/17 県更女性連盟新人研修会参加
- 11/26 第76回神奈川県更生保護大会参加
- 12/6 第73回横浜市更生保護大会参加
- 12/15 神奈川県更生保護女性連盟
65周年記念事業会員研修会参加

令和8年

- 1/6 南区新年賀詞交換会参加
- 1/27 令和8年度社明学校説明会
藤の木中学校説明会
- 1/29 令和8年度社明学校説明会
藤の木小学校説明会
- 1/30 南区保護司会・更女合同
「新春のつどい」開催
- 2/6～2/7 横浜みなとみらい矯正展参加
- 2/17 社会貢献活動参加
- 3/23 南区更生保護女性会会員交流会
- 3/21・3/22 「みなみ桜まつり」参加
- 9/21・10/19・11/16・2/15
まこと寮食事作り

編集後記

本年度ミラノで行われた冬季オリンピックのマスコットキャラクターはオコジョでした。更生保護女性会の会員のオコジョさんを思いとても身近に感じました。サラちゃんの更生物語に登場しサラちゃんに「黄色いリボンの髪飾り」をプレゼントしたのはオコジョさんでした。



冬のおコジョ

女性の立場から、地域における犯罪予防活動や子ども達の健全育成のための支援活動などを行うボランティアです。

オリンピックは終わりましたがオコジョさんはこれからも活躍します。

更生保護女性だより春号の編集が終わりホット一息出来ました。



令和8年「新春の集い」

1月30日（金）、南保護司会と南区更生保護女性会の共催で、中華街「金香楼」にて「新春の集い」を開催した。

南保護司会26名、南区更生保護女性会12名が出席し、来賓として高澤南区長、小・中学校長、横浜保護観察所、連合町内会会長、町内会会長14名の方々に参加して頂いた。

各テーブルでは、地域や関係機関との情報交換が活発に行なわれ、互いに親睦を深め、更生保護活動を理解して頂き、幅広く交流することが出来た。

会の後半ではビンゴゲーム大会を実施し、番号が読み上げるたびに歓声が上がり、大いに盛り上がった。

南保護司会と南区更生保護女性会が地域と共に支え合い、地域や青少年の安心安全を中心に更生保護活動を実施していくことを確認し、盛況の中「新春の集い」は終了した。



令和7年度 保護司会受彰者 おめでとうございます

○法務大臣表彰

青山 憲二 岩田 力
鳥取 芳夫

○全国保護司連盟理事長表彰

島田 秀世

○関東地方更生保護委員会委員長表彰

鈴木 秀高 横田 豊明

○関東地方保護司連盟会長表彰

細谷 裕一 宮本 康明

○神奈川県保護司会連合会長表彰

小川 博芳 黒澤 雄太
藤元 政光

○横浜保護観察所長表彰

佐藤 貴代子 須加 佳江
鈴木 博文 丹羽 利之

○横浜保護観察所長感謝状

横浜市立永田小学校
横浜市立永田台小学校
横浜市立永田中学校



考えよう！地域のチカラ！ 第76回“社会を明るくする運動”南区推進大会

日時 令和8年7月5日（日）午後1時30分より

場所 南公会堂

内容 標語表彰
更生保護のつどい

藤の木中学校

藤の木小学校

主催 社会を明るくする運動南区推進委員会

南総第 2490 号
令和 8 年 4 月 20 日地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

南区総務課長

令和 8 年経済センサス-活動調査の実施について

昨年の国勢調査におきましては、皆様方の多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本年 6 月 1 日を調査期日として、統計法に基づき、総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査である経済センサス-活動調査を実施します。

調査期間中、写真付きの調査員証を携行した調査員が事業所を巡回しますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、調査員は統計調査経験者等から既に内定済のため、各自治会・町内会から推薦いただく必要はございません。

【参考】調査の概要について**(1) 調査の目的**

経済構造統計を作成するために行う調査であり、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

(2) 対象事業所数と調査員数

南区内全ての事業所・企業（約 6,900 件）を、約 80 人の調査員が巡回します。

(3) 調査の日程

- ・ 4 月下旬から 5 月下旬
対象調査区内巡回（調査地域の確認、事業所の活動状況の確認）
- ・ 5 月下旬
未回答事業所・企業への調査書類の再配布
- ・ 6 月上旬
調査票の回収

【問合せ】 南区総務課統計選挙係
電話 341-1227 FAX 241-1151

書類 番号	21
----------	----

区連会 4 月定例会説明資料
令和 8 年 4 月 2 0 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課

横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO 協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

- 主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village 出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
- また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

<p>●大成建設グループ 魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー</p>  <p>提供：大成建設株式会社一級建築士事務所 「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。</p>	<p>●明治安田生命保険相互会社 にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー</p>  <p>来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。</p>
--	--

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

■特別協力パートナー

- ・日本財団

■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つのVillageで地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

横浜市からの発信（市出展）



【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切にする様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの姿を通じて、循環型都市の実現に向けた取組を発信していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」、スペシャルなウィークを会場全体で展開します。



(イベントのイメージ)

7 チケットについて

(1) 販売場所

①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭 【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

<紙チケットデザイン>



表面



裏面

(2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

(2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

(3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課

担当 武

電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961

メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

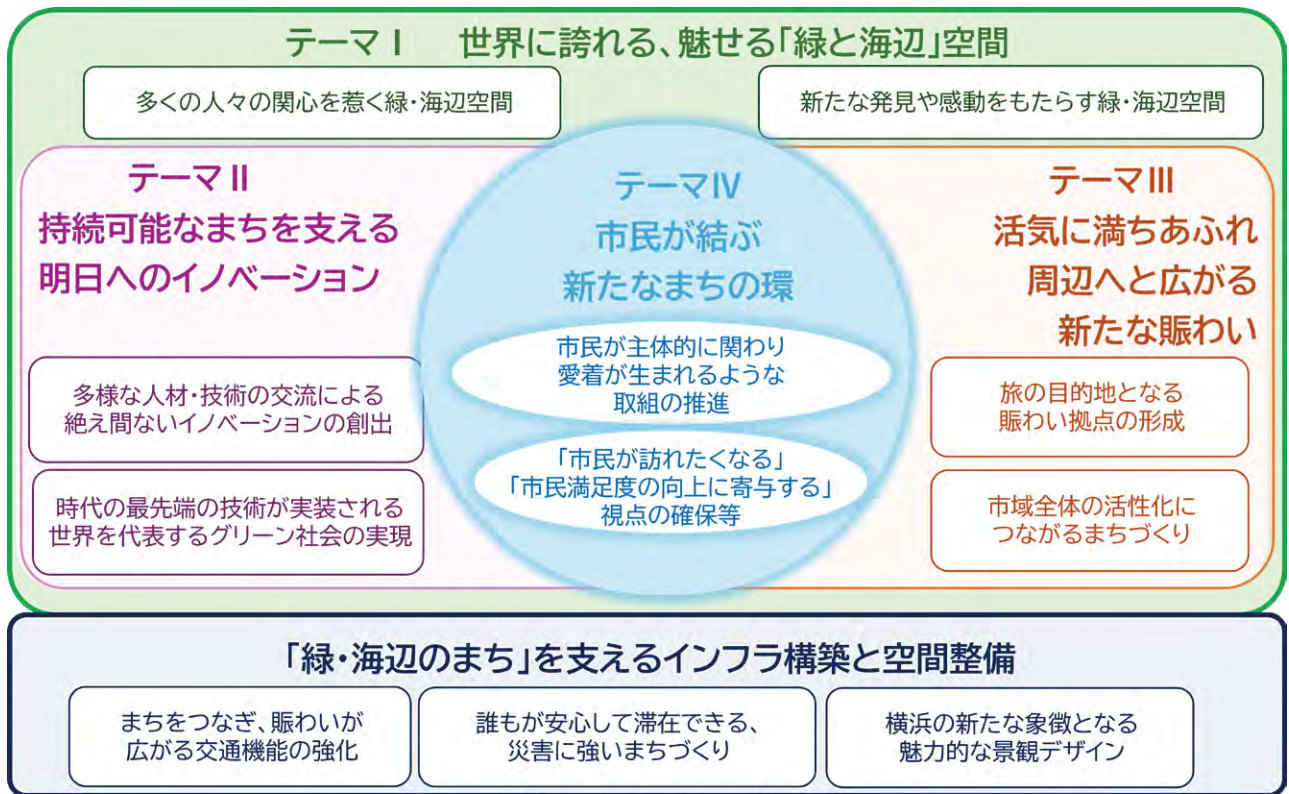
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

公営マスコットキャラクター トゥーンタウン

©Expo 2027



● 山下ふ頭の将来像



【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

この中で、テーマⅠ「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマⅡ及びⅢを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

● 再開発のコンセプト NEW

GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様にあえられるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

事業の方針

テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

取組方針1

多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

取組方針2

新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

取組方針1

多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

取組方針2

時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

取組方針1

旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

取組方針2

市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に来街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

取組方針1

まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

取組方針3

横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

取組方針2

誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から来街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)
～5月31日(日)

ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードからアクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

3112

差出有効期間
令和8年5月
31日まで
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】 横浜市 区
 横浜市外
- 【年 代】 ~10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局
山下ふ頭再開発調整課
令和8年4月作成
TEL : 045-671-7314
FAX : 045-550-4961



横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

眼科診療のご案内

令和8年4月6日から、眼科の常勤医師による、手術・入院を含む眼科診療を開始しました。

地域の眼科クリニックと連携し、地域に根差した良質な医療の提供を目指します。

診療内容

- ▶お一人お一人の体調や持病に合わせた、きめ細かな管理が必要な患者さんの眼科一般に対応します
- ▶持病がある方、ご高齢の方など入院を必要とする患者さんの白内障治療を実施します
- ▶脳神経や循環器分野専門医とも緊密な連携のもと、診療にあたります

診療予定表

	月	火	水	木	金
AM	外来 (初・再診)	手術	外来 (初・再診)	外来 (初・再診)	外来 (初・再診)
PM	予約検査	予約検査	予約検査	予約検査	予約検査



※かかりつけ医療機関からの紹介状をお持ちの方については、保険外併用療養費(選定療養：7,700円(税込))のご負担は不要です。